

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について
(総務省助言通知 平成27年8月28日)

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットINGを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

経済・財政一体改革の具体化・加速に向けた地方行財政の取組について「トップランナー方式の導入」
(総務省高市議員提出資料平成27年11月27日)

○基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
○その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

○地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務（23業務）についてトップランナー方式の検討対象とする。
※法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
○このうちできる限り多くの業務（16業務）について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年（概ね3～5年程度）かけて段階的に反映。
※地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
○残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃◇案内・受付◇公用車運転	包括算定経費	包括算定経費	
◇本庁舎夜間警備◇電話交換	-	清掃費	
◇一般ごみ収集	-	小学校費、中学校費	
◇学校給食(調理)	-	小学校費、中学校費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇学校給食(運搬)	-	小学校費、中学校費	
◇体育館管理◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	
◇公園管理	その他の土木費	公園費	庶務業務の集約化
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	-	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

【平成29年度以降導入を検討するもの】

検討対象業務	基準財政需要額の算定項目		業務改革の内容	課題等
	都道府県分	市町村分		
◇図書館管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入等	○地方団体から以下の意見がある。 ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 ○実態として指定管理制度の導入が進んでいない。 ○社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。
◇博物館管理	その他の教育費	-		
◇公民館管理	-	その他の教育費		
◇児童館、児童遊園管理 ◇青少年教育施設管理	-	社会福祉費		
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化	○地方団体から以下の意見がある。 ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	-	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、社会福祉費、 高齢者保健福祉費、保健衛生費	総合窓口・ アウトソーシングの活用	○第31次地方制度調査会において、窓口業務に係る外部資源の活用方策について検討中である。 ○政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を作成予定(平成28年度)である。